

- 印鑑登録・三鷹市民カード交付申請書
- 個人番号カード・住基カード利用申請書
- 暗証番号(登録・変更・廃止)申請書

印鑑登録証・三鷹市民カード引替交付申請書

※旧カードをお持ちでない方は、引替交付申請はできません。

引替交付申請理由  カード仕様変更・き損・磁気不良・その他

(あて先) 三鷹市長

年 月 日

下記のとおり申請します。

1 申請者

住所 東京都 三鷹市 アパート・マンション名等 ( )	丁目 番 号	電話番号 ( )
フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	

2 窓口に来られた方

<input type="checkbox"/> 本人 右の欄への記入は不要です。	<input type="checkbox"/> 代理人 委任状が必要です。	住所 フリガナ 氏名	電話番号 ( )
--	---	------------------	-------------

3 申請内容

(1) 登録印 印鑑登録される方のみ 押印してください!	(2) カードの仕様選択 <input type="checkbox"/> 一般カード仕様 ・自動交付機で利用できます(ご本人のみ)。 ・窓口限り、カードを提示いただくと、委任状なしで印鑑登録証明書の代理請求ができます。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード仕様(□住基カード仕様※) ・自動交付機及びコンビニ交付対応店舗の多機能端末機で利用できます。 ・有効期限があります。 ・各種証明書の請求はご本人に限ります。 ※既に発行済みの住基カードをお持ちの方に限ります。
※登録印欄は、印鑑登録申請時のみ使用します。	(3) 暗証番号(数字4桁)の登録・変更 自動交付機、多機能端末機(個人番号カード・住基カード仕様のみ)の利用を希望される方は暗証番号を記入してください。 ↓暗証番号登録を希望する証明書にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し・税の証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の証明書(第1番号) <input type="checkbox"/> (第2番号) *申請時の本籍地が三鷹市の方 *個人番号カード・住基カード仕様の場合、第2番号も必要です。 ※以下の場合、申請時の暗証番号が失効し、再設定が必要となります。 ・カードの仕様変更時 ・本籍地や筆頭者に変更が生じたとき(戸籍の暗証番号のみ失効)
	※証明書ごとに異なる暗証番号を設定する場合は下の欄に記入してください。 印鑑登録証明書 住民票の写し・税の証明書 戸籍の証明書 ※申請時の本籍地が三鷹市の方 第1番号 第2番号 ※個人番号カード・住基カード仕様の場合は第2番号も必要です。

職員記入欄	仮登録受付/入力 /	登録交換変更 年 月 日	本登録受付/入力 /
		印鑑番号	
		回収ID → 交付ID	
	運・パ・身・愛・自・在・特・外・番・ B・公・経歴(H24.4.1~)・印・市 健保・介保・年金・A・保護 学・社・診・キ・ル・通・シパ・他 聴聞 委任状	発行年月日	運・パ・身・愛・自・在・特・外・番・ B・公・経歴(H24.4.1~)・印・市 健保・介保・年金・A・保護 学・社・診・キ・ル・通・シパ・他 聴聞
	代理人につき 2枚目添付 <input type="checkbox"/>	No.	<input type="checkbox"/> 世帯内印影確認(一人世帯含む)
照会発送日	回答期限日	照会書NO.	<input type="checkbox"/> 保証人有(裏面確認)

◇この申請書は、電子計算組織に記録されます。

**印鑑登録申請・三鷹市民カードの交付・カード引替交付申請  
個人番号カード・住基カード利用申請についての注意事項**

- 申請は、本人が自ら手続きしなければなりません。
- 疾病その他やむを得ない理由により代理人が申請する場合は、本人が自署及び押印した委任の旨を証する書面（委任状）及び代理人が本人であることを証する書類等（運転免許証等）が必要です。
- 満 15 歳未満の方及び成年被後見人の方は、印鑑の登録、三鷹市民カードの交付及び個人番号カード・住基カード利用申請は、受けられません。
- 印鑑登録の申請の際には、「登録する印鑑」が必ず必要です。
- ゴム印、既成及び外枠のない印鑑、同じ世帯の別の方が登録している印鑑等、登録できない印鑑がありますのでご注意ください。
- 旧カードから新カードへの引替交付は、旧カードが必要となります。
- 本人以外の方は暗証番号の登録・変更申請はできません。
- 個人番号カード・住基カードは、有効期限があります。

**すぐに印鑑登録・三鷹市民カードの交付・  
暗証番号登録（変更）ができる場合**

本人が自ら申請に来て、次の書面のいずれかを提示し、その場で本人であることが確認できたとき。

1. 官公署の発行した有効期限内の免許証、許可証又は身分証明書  
(本人の顔写真が貼付されたもので、写真に浮き出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものに限る。)
2. 東京都内の市区町村において印鑑登録を受けている人の保証書  
(下部の保証書欄に保証人の署名及び登録済印鑑の押印があるもの。)  
なお、上記 2 で保証人が三鷹市以外の場合は、発行日が 3 ヶ月以内の保証人の印鑑登録証明書が 1 通必要です。

**すぐに印鑑登録・三鷹市民カードの交付・暗証番号  
登録（変更）ができない場合（照会書による手続き）**

- ◆ 本人が自ら申請する場合でも、官公署が発行した免許証等又は保証書（上記 1・2 参照）の提示がされないとき。
- ◆ 印鑑登録や市民カードの申請を代理人に依頼したとき。  
以上の場合は、照会書を発送しますので、回答書を照会の日から起算して 30 日以内に持参してください。  
(代理人が回答書を持ってくる場合は、委任状及び代理人が本人であることを証する書類等が必要です。)

**保証書**

(あて先) 三鷹市長 表面の申請者は、本人であることを保証します。

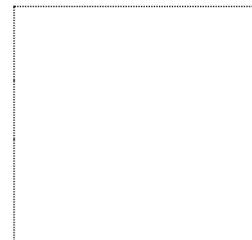
年 月 日

保証人 住所：東京都

の 氏名：

年 月 日生

登録済の印鑑



※ この保証書は、必ず保証人となる人が署名・押印してください。